

第6回出雲市消防団改革推進委員会 議事録

日 時 令和4年7月28日(木) 14:00~16:30

場 所 出雲市消防本部 3階会議室

出席者 委員長

森山 靖夫 元出雲市消防長

副委員長

亀滝 和利 元出雲市消防団 副団長

委 員 (五十音順)

石飛 孝夫 出雲市消防団 副団長

大場 利信 出雲市議会議員

小村 貞雄 元出雲地域自治協会連絡協議会 会長

佐藤 康弘 JAしまね出雲地区本部 企画総務部総務課長

高橋 義孝 斐川地域自治協会連合会 会長

竹田 豊 出雲市消防長

中尾 留美 消防団員の家族

錦織 孝司 出雲市消防団 今市分団 分団長 (リモート出席)

本郷 創也 出雲市消防団 平田第4方面隊 方面隊長 (リモート出席)

森山 賢次 防災安全部次長 兼 防災安全課長

森脇都多江 出雲市男女共同参画センター 所長

山岡 尚 出雲商工会議所 専務理事

助言者

永田 尚三 関西大学社会安全学部 教授 (リモート出席)

事務局

金山 利宏 出雲市消防本部 警防課長

手銭 俊貴 出雲市消防本部 警防課 主査

安田 竜二 出雲市消防本部 警防課 消防団係長

岡本 譲 出雲市消防本部 警防課 主任

岡本 崇良 出雲市消防本部 警防課 消防副士長

議 事

(事務局)

皆様、お疲れさまです。本日は、お忙しい中、本委員会に出席いただきまして誠にありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染者発生状況につきましては、出雲市も含め、全国的に爆発的に発生しており、いまだ終息が見通せない状況であります。当委員会の開催におきましても、感染防止対策を徹底して行っていきたいと思います。途中、換気も行いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は、水師委員さんが急遽ではありますが、欠席ということですので、ご報告いたします。なお、本郷委員、錦織委員、また、永田先生がリモートで出席されておられます。

また、本日も発言はマイクを通していただくことをお願いいたします。マイクは事務局のほうで、都度、消毒をしながらお渡ししますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をいたします。クリップ留めで2つ、皆さんにお手元に配付させていただいております。1つ目が第6回出雲市消防団改革推進委員会というのが1枚目にありまして、こちらに次第が載っておりまして、2枚目が出席者名簿、それから席次表と、3枚を一つのクリップで留めてあります。もう一つのクリップ留めが資料となりまして、1枚目が組織再編資料となっておりますが、裏面の目次を今回更新させていただいておりますので、今までのものと差し替えということになります。続きまして、新たに追加していただく資料が62ページから75ページになります。こちらは、今までの組織再編資料の61ページ以降に追加で綴っていただくものとなります。また、本日の会議の中で資料の内容については説明させていただきます。

(1) 開会

それでは、ただいまから第6回出雲市消防団改革推進委員会を開会させていただきます。

初めに、委員長から挨拶をお願いいたします。

(2) 委員長あいさつ

(委員長)

皆さん、大変お暑いところ、今日の出雲市は35度だということで、しかも湿気があって大変不快な天気でございますが、お出かけいただきまして大変ありがとうございます。また、リモート参加の方、永田先生にも大変貴重なお時間を割いていただきましてありがとうございます。

事務局からもありましたが、コロナ禍でなかなか物事が収まりませんで、島根県、昨日が八百数名と、今日が11時時点で740名ぐらい、まだ出ているようでございます。こうした中ですので、また、暑い中でもございますので、できるだけ短時間に集中して議論を重ねていきたいと思っております。

今日は、前回までの議論の確認と、それから、機能別団員についての議論をテーマとしてやっけていこうと思っておりますので、引き続き、皆様方のご協力を得まして、活力ある委員会となりますようによろしくお願いいたします。以上です。

(事務局)

委員長、ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

ここからの進行は、委員長にお願いいたします。

(3) 消防団組織の将来のあり方について

「組織再編について」

(委員長)

それでは、進行してまいりたいと思います。

まず、レジュメに沿いまして、本日の議題、消防団組織の将来のあり方について、組織の再編についてということで、前回まで様々な観点から議論いただいた審議内容を確認いただくということ、それから、機能別団員についてということで、学生団員、外国人団員、そして、その他、さらに女性団員の拡充について、その他ということになってございます。

それでは、まず、最初の前回までの審議内容について、事務局からの説明を求めます。

ア 前回までの審議内容の確認

(事務局)

それでは、事務局から説明させていただきます。

本日お配りいたしました資料の62ページをご覧ください。消防団組織再編についての委員会における審議内容という題で資料を作っております。こちらのほうを説明させていただきます。

まず、出雲市消防団の組織再編について。出雲市消防団の組織を次の方針に従い再編することとする。

1. 組織の構成、出雲市消防団は、次の3種の団員をもって構成する。

- ①火災等をはじめ全ての災害に出場し活動する団員
- ②地震、風水害等の大規模災害に出場し活動する団員
- ③機能別団員

③については、今回の委員会の議論になります。

2. 定数の見直し

(ア) 消防団員の定数についてということで、火災等をはじめ全ての災害に出場する団員の定数は、一定の基準を設け、見直しを行う。ただし、地域の実情や特性、人口実態に配慮することとする。

理由として、消防団は、かつては火災時の初期消火対応を担っていた。しかし、居住地以外に就労する団員が増加し、火災等への即応は困難になりつつある。あわせて、常備消防の強化により、火災時の消防団の役割は、常備消防の支援活動へと変化してきている。これに対して、現在の定数は、累次の再編を経て今日に至っているものの、初期消火を担っていた組織体制を基本としている。平成23年に見直しがされ、地区コミュニティーセンター単位で各分団2部、1部当たりの団員数12名を基準としながら、地区の特性によって増減することとした結果、定員数は基準を大きく上回っている。

理由の2つ目として、火災時における消防団員の出場実績は、直近数年においては600人から700人程度であり、年1回、火災出場する団員は、全団員の4割程度であるということ。

そして、(イ)地震、風水害等の大規模災害に出場する団員の定数について

全ての災害に出場する上記の団員の定数見直しにより、火災への対応力は確保される見通しであるが、地震、風水害等への大規模災害時においてはできるだけ多くの団員が活動に従事することが必要である。よって、大規模災害に対応する消防団員を確保することとし、その定数を定める。

(ウ)機能別団員、これは今回の会において議論いたします。

3. 消防団相互応援体制の確保

(ア)災害の発生状況に応じ、当該分団だけではなく、隣接分団へも出場要請することにより、地域相互の応援体制を確保する。

(イ)相互応援体制を整えるため、隣接分団及び方面隊での合同訓練、研修等を実施する。

4. 地域防災との連携、消防団の訓練等においては、防災部門と消防本部が連携、協力してこれに当たるものとする。

以上のところが今までの審議からの意見を整理したものです。内容について、皆様からのご意見、よろしく願います。

(委員長)

ありがとうございました。このことについては、消防団の組織再編の方向性ということで、非常に重要なテーマとして、皆さんから様々な意見を頂戴してきたところでございます。まず、先ほど事務局からありました組織再編についての説明内容について、質問なり、ご確認いただきたい項目がありましたら、お手を挙げて、ご発言ください。

(A委員)

失礼します。前回の会議、欠席いたしまして、前回の議論内容をよく承知していないもので、少し確認させていただきたいと思っております。審議内容の方向性は、以前の、その前のときにも議論があったかと思っておりますし、こういう方向でいいのかと思っておりますが、若干確認をさせていただきたいのですが、定数の見直しのところで、消防団員の定数、(ア)と(イ)、(ウ)

は今回の議論ですけど、(ア)と(イ)は、それぞれ別建てで定数を定めるというような考え方なのかどうかということと、(ア)の理由のところ、現状の説明の中で、1つ目のポツの最後の段落で、地域の特性によって増減する結果、定員数は基準を大きく上回っているという結論になっていますけど、この基準というのは何なのか。これ、交付税措置なのですか。

(委員長)

いや、違うと思います。事務局、よろしいですか、説明をお願いします。

(事務局)

まず、最初にありました定数をそれぞれに分けた定数なのかということですが、条例上の団員の定員数というのは、総数としては出しますけど、内訳として、この全ての災害に対応する団員、それと、地震、風水害等、大規模災害に出場する団員、これの定数の内訳として分けて定めるということです。この地震、風水害等、大規模災害に出場する団員というのは今までなかったものですので、新たに定数を定めるということになります。そして、この定数の見直しの(ア)のところの理由の1番目の最後のところで、地区の特性によって増減することとした結果、定員数は基準を大きく上回っている、この基準については、平成23年に見直しをするときに一つの基準を設けております。組織再編資料、こちらの6ページを見ていただくと、こちらの間どころに、分団の部数及び団員数の考え方、原則として、1分団の部数は2部、団員数は1部当たり12名というふうに、この平成23年の再編のときにこういった一つの基準を設けて再編したわけですが、ここに地域の特性等によって増減することとした結果、この数を大きく上回ったという意味でございます。よろしいでしょうか。

(A委員)

では、この平成23年の再編計画の考え方の基準よりも、現在の定数は上回っているということですか。

上回っているけども、現員数は達していないところもあるという、そのような傾向なのですね。そういうわけですね。(事務局「はい。」)

分かりました。

(委員長)

ありがとうございます。

書きぶりについてもいろいろご意見があろうかと思えます。確認しますが、組織再編の火災等をはじめ全ての災害に出場し活動する団員というのは、今までの消防団員さんの機能そのものでございますね。2番の地震、風水害等の大規模災害に出場し活動する団員の方々

というのは、火災や何かについては、もう出場されないと。大規模災害のときにだけ出場される。ただし、訓練等については、それこそ防災さんとも連携しながら一緒にやるし、指揮命令系統は消防団の指揮命令系統にあるという理解でよろしいですかね。

(事務局)

はい、そのとおりでございます。

(委員長)

ありがとうございました。

先ほどA委員さんからご意見頂戴しましたが、ほかの委員の皆さん、質問なり、ご意見なり、ここはどうだといったことをご確認なさりたいことありますでしょうか。

はい、B委員さん、どうぞ。

(B委員)

今までの議論で、この定数を考える際に、いわゆる中身ですが、操法大会はどうするのかとか、そういうふうなこともかなり議論されたような気がしているのですが、中身ですね。少しその中身的なものがここに書いてないので、どうなのだろうかという気がしているのですが。それが一つの疑問です。

(委員長)

それについては、私から答えてさせていただきます。

B委員さん、特に組織の再編の方向性というのは、重要な中身になりますので、前回と前々回、2回にわたってこれを議論させていただいて、取りあえずその2回分の議論で、大筋方向性はこうでしたねということをも確認いただきたいと思います。消防団の活動ですとか負担軽減、そういった部分については、次回の議論で詰めていただいた上で方向性を見だしていきたいと思っております。ということですので、その訓練ですとか操法などについては突っ込んだ議論を、まだしていないところで、あとにとってあるといいますか、それについては恐らく次回以降になる予定です。

(事務局)

次回の議事のほうで予定しております。

(B委員)

分かりました。

(C委員)

この組織の構成が大枠 3 つに分かれております。やはりこれまでの議論からしても、私の理解ですけれども、今このような 3 つの区別にするということが、どうでしょうか、見直しの中の入り口ということになるのでしょうか。いわゆる普通、消防団といえば、条例があって、組織的なチャートがあって、それぞれ分団等があって、チャートがあるのですが、そうした消防団と、この②、③の消防団とのいわゆる区分けというのでしょうか。さらには、今まで論議した手当等含めて、組織を再編されるに当たって、いずれ、私は団員数も見直さなければいけないという大枠の中にあって、こういう示し方もあると思いますけれども、通常の消防団とした場合に、こうした 2 とか 3 とかという部分と、一般的な消防団と、これから我々委員も含めて、どのような整理をして臨むことになるのでしょうか。ちょっとその入り口のところをお聞かせいただきたいと思います。

(委員長)

こういった分類をしてきた経過については、ご承知のとおりだと思いますが、そもそも消防団の成り立ちから考えますと、昔と、言ってみたら消防団の性格そのものが大分変わってきて、以前は初期消火を担当していたものが、現在は任務が常備消防の支援活動に変化してきたわけですが、それに対して、消防団の組織の大きさそのものは、初期消火を担っていたときの大きさのままで来てしまっていたということが一番大きな問題だったと思います。それに対してここ数年の消防団の火災における活動実績そのものは、600 か 700 程度であれば支障がないということから、まず、その再編の火災に従事する消防団の定数というのは、活動実績を見ながらふさわしいものに見直していくことが必要だろうということが 1 点ありました。しかしながら、同時に、その大規模災害が起こったときに一人でも人数が必要なときに、消防団そのものをうんと縮めてしまえば、いざというとき困るだろうという議論があったために、その火災活動、消防本部と一緒に、常備消防と一緒に活動する部分については、実際の活動規模を見ながら適切に見直していこうと。ただし、大規模災害に向かって大規模災害時に活動する団員というものを設けることによって、全体的な機能はある程度、人数的には維持しようではないかといった考え方からこういった事柄になってきたというふうに理解しております。実際に、では、それを受けて具体的な定数をどうするのかという部分、当然出てくるとは思います。その部分については、おそらく消防団内部での議論、消防本部での議論を含めた上で、議会に議案として上程されて、決定されていく性格のものになると思いますので、我々の任務としましては、こういう方向性を持って取り組んでくださいなという意見の取りまとめまでがふさわしかろうと思ひまして、こういう表現になったかと思ひます。

事務局から補足ありますでしょうか。

(事務局)

先ほど委員長からご説明をいただいた、そのとおりでございまして、本委員会におきましては、これからの消防団のあり方、組織の見直しにつきまして、その方向性を示していただければ十分かと思っております。最終的には、今年度、委員会でまとめられた意見、答申をすぐに形にするというものではありませんで、今後、消防団の皆さんともしっかりと協議を進めながら、最終的な見直しを数年かけて達成をしていくというスケジュールを持っております。当然、その機能別消防団を設ける、あるいは、地震、風水害等の大規模災害に出場し活動する団員を設けるということになりましたら、それに向けて、計画を立てて進んでいくということになりますが、まず、その方々を、その団員を定数に含めるのかどうか、あるいは、報酬、手当等を①の団員と同じにするのか、異にするのか、これにつきましても今後しっかりと検討を重ねて決定をしていくべきことであるというふうに考えております。この委員会につきましても、2か年で終わりということではございません。委員の変更はあるかと思いますが、今後継続して、この委員会も続けていきたいというふうに考えておりますので、また委員会にもお諮りをして、ご意見を賜りながら、時間をかけてつくっていききたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

(C委員)

分かりました。

(委員長)

よろしかったでしょうか。具体的な検討というのは、当然、消防団内部での議論やご理解といったものを抜きに語ることはできませんし、当然、議案として議会に上程されて、そこでの議論を尽くしていただく、さらには、予算に反映させる段階でもまた新たな議論があると思います。ですから、具体はそういった部分にお任せせざるを得ないわけですが、ただ、この委員会でここまで取りまとめました方向性そのものは、当然ながら念頭に置いてそういったことに取り組んでいただくこととなりますので、ある意味、今までとは違った方向性を打ち出していると思います。決して、この委員会で出た答申内容を傍らに置いて、その他の議論が進むというものではないと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

(D委員)

先ほどの説明を踏まえて確認ですが、その組織の構成の①、②、③というのは、大まかにどういうふうな指揮命令系になるのでしょうか。まだ将来的にこれから決めていくということですので、整備はされると思いますが、①とは違う流れになるのでしょうか。例えば②だと、災害は各地区の分団長、ないし方面隊長の指揮命令とするのか、機能別団員のように消防本部、ないし分団の本部からの指示で動くのか、その辺の大体の流れが教えてもらえればと思いますが、お願いいたします。

(事務局)

①番につきましては、従前のとおりですので、ご承知のことかと思っております。②番につきましては、基本的には、指揮命令系統はシンプルが一番だと思っております。このことにつきましては、今後検討というところではございますが、②番につきましても従来どおりの指揮命令系統ではないかというふうに考えております。③番目の機能別団員につきましては、これもまた検討の余地は十分あるかというふうに思っておりますけれども、まず、どのような機能別団員、目的、活動をどういうふうにするのかということをもって、別途、指揮命令系統も検討すべき内容ではあるかなというふうに考えております。今のところ、①、②につきましては、これまでどおりの指揮命令系統がよろしいのではないかというふうに考えております。以上です。

(D委員)

はい、ありがとうございました。

(委員長)

少し補足させていただきますが、②番の大規模災害に出場し活動する団員が災害現場、地区コミセンに入って活動する場合は、当然①番の団員も一緒に動いているわけですから、①と②で指揮命令系統がばらばらということはあり得ないお話ですので、指揮命令系統は一本で動かなければならないだろうと思います。ただ、このことについては、E委員さん、出席されていますけど、防災サイドとのすり合わせなり、調整なり、連携といったものを十分やっていく必要があるだろうとは思いますが、私から以上です。

よろしいでしょうか。では、ほかにご意見ございますか。

大筋こういった中身、言葉の表現なり、書きぶりについては、またいろいろ変遷を経ていくと思いますが、大筋として、こういう方向で前2回の議論を、取りまとめを確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。(異議なし)

ありがとうございました。永田先生、よろしいでしょうか。

(助言者)

私もこの方向性でよろしいのではないかなというふうに思います。

それで、少しよろしいですか。先ほど災害のほうの部隊に関してなのですが、大体幾つかの自治体で、やはり災害対応に特化した部隊というのをつくられているところがあるのですけれども、おそらくそこも、今言った指揮命令系統については、通常の消防団の指揮命令系統に準じた形でやられているのではないかなというふうに思っております。例えば徳島県の淡路市は、ハイパー消防団という組織つくっておられまして、これは災害の形態に応じまして、陸上消防隊とか、水上消防隊とか、航空消防隊とか、救援消防隊というふうに分けられて、災害の種別ごとに部隊をつくられているようなところが一つございます。あるいは、

愛媛県の八幡浜市というところでは、スーパー消防団という組織をつくられていまして、これは特命救助部隊という組織つくられているようなところがございます。あるいは、高知県でも南国市というところが、消防団の機動部隊というものをつくられているなど、あと、非常に熱心に災害に特化した部隊を整備されているのが京都府の綾部市というところで、ここはハイパー消防団という組織ですが、これは資格とか免許の種別ごとに隊を編成いたしまして、車両系の建設機械とか、移動式のクレーン等の資格を有している重機隊というような組織、あるいは、自動二輪車とか、アマチュア無線等の資格を有している偵察隊というような組織とか、あるいは、応急手当普及員なんかの資格を有しておられる方々でつくられた救護隊ですね、そのような組織をつくられて対応されているという形で、最近非常に、幾つかの地域ですけども、そういう災害に特化した部隊をつくられているケースというのはだんだん増えてきているのかなというふうに思っております。また、そういうような災害時に特化された部隊の訓練の方法をどういうふうにしていくのかというのは、これはこれから詰めていかなければならないところなのではないかというふうに思うのですけども、例えば、神奈川県川崎市の中原の消防団、ここは、小型ポンプの操法訓練などの競技会で、応急救護とか、ホースの延長競技といったようなものも競争種目に入れて行われていたりする事例もあるみたいです。あと、山口県の諏訪市の消防団ですけど、ここは、救命ボートの救助資機材、これを使った救助訓練ですね、これなんかもかなり頻繁に行われているということで、だんだんそういう形の組織というのが今、徐々にですけど、増えてきているのかなというふうに思っております。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。

お尋ねしたいのですが、先ほど様々な市の消防団で、様々な機能、特化した機能を入り込ませた消防団を持っていらっしゃるということですが、言ってみたら我々がこれから考えていく機能別分団のあり様の事例と考えてもよろしいでしょうか。

(助言者)

そこが私も難しいところで、通常の消防団の方々が兼任でやられているようなケースもあるみたいですけど、ただ、一つの部隊をつくって、機能別分団のような形で、災害時の対応だけに特化したような形で運用されているようなところも中にはあるのかなというふうに思っております。

(委員長)

分かりました。ありがとうございます。

それだけ多様化した災害について、それぞれに対応しようと努力していらっしゃる表れという理解でよろしいですか。

(助言者)

そうですね、やはり国がこういう災害時に対応するような消防団のあり方というところまでは踏み込んだ議論をまだされてないような気がするのです。そういう中で、ただ、やはり災害の多発というような現象の中、特に水害なんかも多いような状況の中で、増えてきているような状況の中で、おそらくかなり必要に迫られて、いろいろな地域で個々の試みというのが今、試行錯誤がされているという状況ではないかなというふうに理解しております。特に災害に特化した部隊というのは、なぜか四国に非常に多いのです。これ、どうしてなのかということなのですが、恐らく地域的な特性があって、四国は南海トラフの災害、被災リスクが非常に高いというふうに言われているのと、あと、もう一つは、その一方で、実は常備消防は、小規模消防本部が多いのです。その地域の代表消防本部でも、実は全国的に見ると中規模消防本部のかなり小さいほうに当たるようなところが非常に多くて、そのようなところで、多分広域応援体制なんかのところ若干の不安があるので、そこを補うというような側面で、こういう消防団でそこを補完しようというような考え方がおそらくあるのではないかなというふうな気がしております。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。

それから、先生、もう1点、私から先生のほうへ伺いたいのですが、以前、総務省としては消防団員をとにかく増やす方向で今対応いただいているということをおっしゃっていただいたと思います。それに対して我々が議論してきましたのは、地域の少子高齢化ですとか、周辺の人口減といった状況、それから、従来までの消防団が担ってきた役割の変化、そういったものに対応するために、どちらかというコアになる従来型の消防団員については見直して小さくしようとしています。しかし、大規模災害に対応する人員は残そうといった議論をしてきたわけですし、総務省が目指す方向とはちょっと違う色合いを帯びているのですけれども、このことについて、先生も一定評価なさいますか。

(助言者)

私の個人的な意見、考えとしては、まさに出雲市の今向かわれている方向性が本来向かうべき方向性なのではないかというふうに思っております。消防団の話というのは、色々なしがらみもございまして、本当に突っ込んだ、実態に完全に合わせたような議論というのがなかなか行うのが難しい。国においてもなかなか二の足を踏むような側面という、色々な背景がございまして。そういう中でも、今国のほうでも検討が進められてきている、待遇改善のところまでは来ているのではないかなというふうに思っておりますけど、ただし、さらに個々の地域が本当に、この高齢化とか人口の減少という状況の中で団員数を確保するのが難しいとか、そういう実態まで踏まえた、あるいは消防団に対する社会的なニーズというものだんだん、初期消火みたいな話から、大きな災害に対応するというような話に変わってきて

いるというような側面まで含めた、消防団の今後の方向性という議論というのは、私としては、まだ国レベルではきちっとされてない状況があるのではないのかなという気がしております。そういう状況の中で、出雲市の議論というのは非常に実態を踏まえた、国の議論よりも先をいっている議論をされているというふうに思っております、方向性としては間違っていないというふうに思っております。

国の方向性としては、団員数を増やすことイコール消防団の活性化だというふうに考えられているようですが、その考え方、消防団の活性化の経緯ですね、考え方というものを少し見直す時期に来ているのではないかなというふうに思っております。そういう意味では、本当は、やはり災害対応能力の強化、実状に合わせるような形での、これができるような消防団体制というのをつくっていかれることが消防団の活性化ではないかなというふうに私は思っておりますので、その方向に、その流れに沿った取組を今検討されているのではないかなというふうに思っております。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。私ごとですが、以前、国の方向性としてはとにかく増やす方向性だということを伺いましたので、何となくこうした議論は正しい方向にあるとは思いますが、心のどこかが落ち着いておりませんでした。ようやく何か安心した気持ちがしております。大変ありがとうございました。

(B委員)

先生、すいません、私、少し気になっていることがありまして、消防団の系統ですね、指揮命令系統、それから、いわゆる大規模災害の地区災害対策本部等を中心とした組織があるのですが、その命令系統が、お互いにその辺は協議しながら進めていくべきものだと思いますが、要は実際に非常に緊急な災害現場において、その辺りはどうでしょうか、どのような、指揮命令系統が二分化されるようなことがあるのはどうなのかとも思いますし、その辺りについて、先生のご意見があればお聞きしたいなと思っております。

(助言者)

私の理解の範囲内で答えさせていただきたいと思うのですが、通常、市町村のほうは災害時に災害対策本部を立ち上げられるわけです。おそらくそのところに、常備消防から消防長なんかも、幹部の方々もその災害対策本部のほうに参加される形で、消防本部と、いわゆる市長部局とのほうで、まず情報共有というのがされる形になるのではないかなと思うのです。そこで情報共有された上で、その市町村の方針に則った形で、多分消防本部のほうは消防団のほうにもいろいろと指示を出されて、それで消防団長とか、消防の幹部の方々、個々の分団長が対応されるというような理解でいいのでしょうかね、通常は。

(委員長)

災害体制は先生のおっしゃるとおりでして、市の災害対策本部会議の中に消防長が入りまして、部長級が全て情報共有しながら方針を固めていくことになりまして、それが消防団に下りていくわけですが、B委員のおっしゃっているのは、地区の災害対策本部、市の災害対策本部ではなくて、コミュニティーセンター単位での地区災害対策本部、コミュニティーセンターで中心として活動するわけですけども、コミュニティーセンターといたしましては、我が地域の消防団なわけですね。

ですから、地区の自治協会長などが災害対策のトップになられるわけですし、我が地区の消防団だから、我が方の意見を聞いて動いてくれという気持ちがあるわけですが、おっしゃるように消防団からの指揮命令系統というものも同時に存在する形になりまして、結構混乱するわけです。

(助言者)

はい、分かります。さらに言うと、多分コミュニティー単位と分団単位が違いますよね。

(委員長)

すいません、コミュニティー単位と分団単位は基本同じでございます。

(助言者)

同じなのですか。そうすると、いよいよ混乱しますね。

(委員長)

論理はまさしく一本つながっているのですが、そうは言いながらも、その現場で突発的に起こる事柄について、一々全部、指揮命令系統を探して命令を受令できるかどうかということになりますと、これは結構別でして、まさしく臨機応変な判断をしながら折り合いをつけていくというのが度々あるかと思うのです。

(助言者)

まさしくそのとおりだと思います。多分、地域コミュニティー単位と分団との間がイコールかそうじゃないかというのは、地域によって随分違うと思うのですね。ですから、今言われた話というのは、まさにコミュニティー単位と分団の対象範囲が一緒なケースというものはおそらく、ほかにもいろんな地域にあるかもしれませんが、出雲市の特有の話じゃないかと思うのですね。

地域によっては、多分、複数の地域コミュニティーで一つの分団の管轄区域というようなところも結構ありますので、そういうところになってくると、実際のところは、ある程度地域コミュニティーのご意向を伺って動くというのは、前提としてはあるとは思いますが

ども、とは言いつつも、複数のところを抱えているようなところだと、細かい話を聞く余裕は、とても消防団にはないと思いますので、ほとんど消防団、分団のご意向で決定して動かれる部分というのが多くなるのではないかという気がするのです。

ただ、出雲市の場合は、そこが完全に一緒になっているので、その分、ちょっと大変な部分というのはあるかなという気がするのですが、当然ですけど、ある程度ご意向を伺うのは必要かと思いますが、基本的にはやはり現場の意思決定で動かれるのが当然かなという気はしております。すいません、そんな感じの回答でよろしいでしょうか。

(B委員)

先生、ありがとうございました。

地域、現場で考えるべきところもたくさんあると思いますので、先生から一つの意見でもあればと思ってお聞きしたところです。

(助言者)

すいません。また、ちょっとその辺、私も色々とお話を伺わせていただきに、そのうちそちらに伺いたいと思っていますので、よろしくお願いします。教えてください。

(委員長)

B委員さん、ありがとうございました。大変重要な部分でございまして、指揮命令系統という論理の上ではきれいに一本なのですが、なかなか現場の活動においては、そのきれいに一本のものだけが通っていくわけではないだろうと思っています。逆にそういう点では、E委員もご出席ですけれども、今後この答申を受けて、地震や風水害の大規模災害に出場する、活動する団員たち、そして、通常の消防団員たち、さらに地域コミュニティーの防災部門がどういう連携をして、どういう取り合いをして一緒に動いていくのかという部分を研究していくという課題が必須になると思います。

(助言者)

少しよろしいですか。

思い出したのですが、確かに以前、ある地域の調査を行ったときに、ちょっと支障があるので地域名は出しますが、消防団の方からそういう話がありましたね。自主防災組織との連携が非常に悪いという、災害時の活動で重なるところがあるので、ちょっとそれで競争関係になってしまって、そこは多分、自主防災組織が相当存在感の大きいところだと思うのですね。そのせいで、消防団との競争関係になってしまって非常に連携が悪くなったという話を伺ったことがあります。

ただ、やはりそのところは今後、何らかの形で連携を強化していかれる方向性がいいかなと思います。特に消防団のOBの方々いらっしゃいますよね。僕は、消防団のOBの方々

の活用というのがすごく重要だと思っていて、リタイヤされた OB の方々を自主防災組織の中とか、地域コミュニティーのそういう防災協議会ですか、地域協議会ですか、そこに何らかの形で常にどなたかは入っていただくような形にして、それで消防団との連携体制というのがスムーズに行くような形にさせていただくとか、消防団の色々な立場とか、消防団の意向というものを、そういう方を通して、常時、そういう地域の防災協議会みたいなところに普段から伝えて、意思疎通をスムーズにさせるような体制整備というのを心がけられるといいのかなというふうに思っております。

(委員長)

ありがとうございました。

それでは、この件について、E 委員からご意見を頂きます。

(E 委員)

いわゆる地区というのは自主防災組織ということになるわけですけど、まず、指揮命令については、やはり基本的には消防団さんも公助という立ち位置でありますので、しっかり平常の指揮命令の中で動いていただくというのが基本であるというふうには思っております。ただ、その中で、いろいろなご要望が地区の方から分団長さんなどのほうへも入ってくるのであろうと思います。そういった中についても、そこではやはり緊急性の判断とかという部分が、現場での判断というのがおそらく必要になってくるであろうと思います。

実際、指揮命令の話でいえば、市長あるいは消防本部からいろいろな対応について指示させていただくというようなシチュエーションがあると思うのですが、そういう情報の元というのは地域から上がってくるということになりますが、やはり人命に関わることとかについては緊急性を要するものというのが基本になると思うので、そういったものについては、それを經由していると対応が遅くなってしまうというようなこともありますから、状況に応じた判断をしていただくということをお願いさせていただくしかないかと、現時点では思っております。どちらにしても、地区と団の現場の皆さんとの連携というものは、やはり特に緊急を要する事案については大事になってくるのではないかと、そういうふうに思っています。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。

(助言者)

少し話が長くなって申し訳ないのですが、今のお話で、もう一つ思い出した話がございまして、前にもしかしたら何かの事例で挙げたことがあったかもしれませんが、東日本大震災のときに、沿岸地域の多くの消防団が詰所を流されてしまって、津波で。装備とか何かも

流されてしまって活動ができなくなってしまうときに、防災倉庫の中にある資機材を使いたいというふうに希望された消防団があったのですね。その消防団が、ただそのとき困ったのは、防災倉庫の鍵というのは防災行政のほうの管轄ですので、自主防災組織の方々が持たれているのです。自分たちは鍵を持ってなかったので、仕方がないので、緊急避難的に鍵を壊して、それで自主防災組織の資機材を勝手に使ったというような話を聞いたことがあります。そのような災害時に資機材をどうするのかといったようなところですね。融通することも可能なかどうか、消防団が、自主防災組織のとかですね。そういうところも含めて、普段から情報の共有などを進めていかれると良いかと思います。やはり防災行政と消防行政ということで、どうしてもそこが縦割りになっていて、なかなか情報の共有が平常時、難しい部分もございますので、その行政の管轄の垣根を取っ払った形での、通常からの情報の共有体制の整備、その辺もぜひ検討していただくと良いと思います。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。

先ほどE委員さんから現場での臨機応変な判断という部分について言及いただきましたし、永田先生からは、消防行政と防災行政、一般行政との間の連携について、十分その方途を探っていかなければならないというご提案がありました。答申の方向とは別な話、別でもないわけですが、現実の活動面に即した話をしていくという意味合いでは、答申だけではなくて、そういった、特にこの大規模災害に活動する消防団というものをある意味特化する以上は、地区災害対策本部との連携といったものも当然、十分考えなければなりませんので、もしできましたら、委員の皆様方のご理解をいただけるのであれば、答申のほうに、その防災行政と消防団との連携の部分について十分配慮してほしいといった一文を盛り込ませていただけたらというふうに思いますけれども、いかがなものでございましょうか。

よろしいですかね。これは、恐らくそれがしっかりしてないと何にも始まらないのではないかとこのように思いまして。

(F委員)

それは必要でしょう。

(委員長)

F委員さん、ありがとうございます。

それでは、当然必要なことをまた言及するのもあれですが、答申の中にそういった一文を盛りさせていただきたいと思うけど、事務局よろしいですかね。(事務局了承)

分かりました。ありがとうございます。

それでは、大変いろいろな議論が膨らんでまいりましたが、前2回の組織の構成についての議論は、以上のような方向でご確認いただいたということで、議論を次へ進めていきます。

いと思います。よろしいでしょうか。

イ 機能別団員について

それでは、次の事柄で、機能別団員についてということです。大分時間も過ぎていますが、事務局から、機能別団員について説明をお願いします。

(事務局)

事務局から機能別団員について説明させていただきます。

まず、資料のほうですが、以前にお配りした資料ですが、組織編成資料の 7 ページをご覧ください。

こちらに総務省消防庁のホームページより抜粋した資料をつけさせていただいておりますが、機能別消防団というものは、通常の消防団員とは違い、それぞれの能力やメリットを生かしながら特定の消防団活動や、また、時間の許す範囲での活動ができる、そういったものです。出雲市消防団においても、今後はこのような制度を取り入れて災害対応力の強化や役割の分担、また、通常の消防団活動が困難な方でも消防団活動に参加できる環境なども将来的には整えていく必要があると考えております。資料には、他の自治体に実際にある機能別消防団が紹介されております。先ほど永田先生のほうからもいろいろと機能別消防団の紹介がありましたけど、こちらの資料のほうには、火災予防や広報活動を専門とする団員、また、火災をはじめ災害時のみ活動する OB 団員、そのほか、女性のみで結成された分団により広報活動をするなど、そのほか、バイク隊、水上バイク隊、ドローン隊などが紹介されております。

そのほかにも、レジュメにもあります学生消防団と外国人消防団について説明していきたいと思います。

学生団員について説明させていただきます。

本日お配りしております資料の 64、65 のページをご覧ください。近年、消防団員の減少や平均年齢の上昇が進む中、全国では、大学生や専門学校生など、若い力の消防団活動への参加が強く期待され、各地で大学生や専門学校生などを消防団員として採用しようという動きが広まっております。出雲市においては、消防団員という位置づけではありませんが、出雲市消防団学生ボランティアサポート隊という組織があり、消防団の活性化及び次世代を担う学生の消防団活動への識見を広げることを目的として、平成 29 年に設置されております。新型コロナウイルス感染症が流行し、令和 2 年度から今年度までは活動が行えておりませんが、それまでは消防出初式や消防操法大会でのスタッフ活動、火災予防運動時、救急の日イベント時にショッピングモールなどで消防団員の加入促進に係る広報活動に参加していただいております。隊員は島根県立大学出雲キャンパスの学生と出雲医療看護専門学校の学生で、参加延べ人数としまして、平成 29 年度には 80 名、平成 30 年度には 86

名、令和元年度は 53 名の学生に活動参加をいただき、各年度末には参加証明書を発行しております。

以上、学生団員の説明を終わります。

続きまして、外国人消防団について説明させていただきます。資料 66 ページをご覧ください。

それでは、外国人消防団員についてですが、まず、この資料 66 ページのほうで、これは出雲市の本年の 6 月末現在の国籍別人口の表となっております。こちらを見ますと、一番右下に外国人住民の合計がありますが、5,152 人、全人口の約 3% となりますが、外国人住民がいらっしゃいます。参考に、松江が 1,600 人、浜田 561 人、県内の市町村では、この出雲市が断トツの人数です。この多くの外国人が異国での災害発生時に混乱することが考えられます。外国人コミュニティーの中で防災を担当する人たちがいれば、外国人を対象とした防火防災研修や応急手当の普及啓発活動、実災害時の避難に係る外国人対応などに活かせるのではないかというふうにも考えられます。

資料の 67 ページをご覧ください。こちらは、参考としてつけておりますが、横浜市の例です。入団条件として主なところは、まず、身分がしっかりしていること、また、やる気のある人、また、日本語が話せる人という条件がある中で、(5) ですが、公権力を行使した活動ができないということも記されております。

次の 68 ページに、主な公権力を記しておりますが、消防団員は、消防吏員、常備消防の消防職員と同様、私有地への立入りや家屋の破壊を伴う消火活動に当たります。これらは、公権力の行使を伴いますが、総務省消防庁は外国人の任用について、公務員に関する基本原則、あと、団員の権限を踏まえて、適切に対処することが必要と述べるにとどまっております。ということで、法的な位置づけが曖昧なことから、各自治体に外国人の任用をためらわせているというのが現状になります。

次の 69 ページをご覧ください。そのようなことから、外国人消防団員のできる活動、できない活動を決めて活動されている他の自治体、こちらが多く見られるというところです。

外国人消防団のところを終わりますが、少しページが飛びますが、75 ページ、こちらに、機能別消防団員のあくまでイメージとして図と表をつけております。上の図は災害対応のときですが、この大きな青枠、一番外側の枠は基本団員という表現をしておりますが、全ての災害に対応する団員、今までの消防団員と同じ形です。そこで、この緑の枠、もし地震や風水害等が発生した場合は、緑のこの大規模災害対応団員、こちらが基本団員に加わって災害対応をするという中で、小さい枠で女性部とか、外国人団員、学生団員とありますが、こちらは、実際の現場でというわけではなくて、支援活動に加わっていただくような形、これはあくまでイメージです。実際にこうなるかどうかということは、今のところは分かりませんが、イメージとして見ていただきたいです。また、基本団員の横に特殊技能団員としておりますが、これはいろいろな対応、機能によって、災害対応をするということで、そ

た形もありますというところで記しています。

下の表になりますが、今度は、機能別消防団の活動の例ということで表にしています。火災や警戒、捜索など、全ての災害に基本団員は出場しますが、そのほかの団員については、こちらのほうは対応しません。ただ、大規模災害のときには大規模災害対応団員が出ますし、あとの機能別は、ここはどうなるか分かりませんが、支援活動をするなどという形になります。そのほかの災害に関わらないところは、出初め式などのイベントや、広報活動、あと、家庭の防火診断や防火防災講習、応急手当の普及活動、こういったところを機能別消防団で担当していただくというようなことも、この機能別消防団の活動の例として表にさせていただきました。このように、機能別消防団とは、どのような機能を持つかによって、消防団活動の中でどのような役割を担うかというのが変わってきます。

最初にお話しした他の自治体の参考例も含めまして、出雲市消防団にどのようなものを取り入れたらよいか、ご意見をいただければと思います。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。

冒頭、学生ボランティアサポート隊については、あるけど、活動していないということですね。

(事務局)

はい、コロナが流行する前までは活動しておりました。令和元年度までは活動しておりましたが、令和2年、令和3年度というのはコロナの関係で活動していない状態です。

(委員長)

聞きたいのは、これについてはもう既に制度的にはあるので、これをどうするかという議論は必要ないという理解でいいですか。

(事務局)

今回、この学生自体を、今このボランティアサポート隊というのは、団員という位置づけではなくて、ボランティア活動という位置づけでやっております。これを強化していくというところもあるかもしれませんが、実際に団員として学生を取り入れていくのがよいか悪いのかということも含めまして、学生を消防団活動に取り入れていくというところで、皆さんから何かよい案がないのかということをお伺いしたいというところです。

(委員長)

比較的漠然とした話で、具体的な部分に及んでないので、なかなか掴みようがないというものがあっても、逆に、消防団を支えてくださる、あるいは消防団員として活動し

てくださる層といいますか、皆さんを増やそうという方向性のお話だと思うので、どんな形であれば助けていただけるのかという切り口で皆さんの意見をお求めしたいけれども、それでもよろしいですか。

(事務局)

はい、お願いします。

(委員長)

分かりました。

最後のチャートというか、特殊技能団員というのは、多分、E委員さんのところの防災協定の中なんかには給水車両を持ってきて応援しますよとか、いざとなったら重機を出しますよとかいったふうな協定があったと思いますが、そういったイメージのものだと思ってよろしいですかね。

(事務局)

はい、そういった災害時にリースの重機などを使用して、その重機を扱える団員とか、そういったものが一つの例としては挙げられます。

(委員長)

そういう方向性を見いだして、重機を扱える団員さんがいざとなったら重機を扱って活動していただけることについては、ぜひぜひ進めていくべき話だと思いますので、そもそもここで議論するようなことではなくて、ぜひともそれは進めるべき件だと思いますが、取りあえず重機ですとか、特殊技能を有している団員さんを機能別団員として、例えば特殊機械など、技能を生かしていける部分があれば、それは活用していくべきだと思いますが、委員の皆さん、ご意見いかがでしょうか。あまりそこには疑問はないといえますか。

(B委員)

要するに団員として勧誘するということですね。

(委員長)

そういうことになると思います。

事務局、どうぞ。

(事務局)

機能別団員の導入につきましては、これまでも出雲市消防団の中で検討されて、そのときは実現には至らなかったという経緯があるというふうに認識しておりますが、G委員さん、

そういう認識でよろしかったでしょうか。

(G委員)

そうです。

(事務局)

これまでも検討されましたが、実現等に至らなかったという経緯を踏まえながら、本委員会において、組織の構成というところで機能別団員、これを構成するようなご意見、答申がまとめられるというところでもありますので、改めて、前向きに機能別団員について消防団の皆さんと検討していかなければならないと感じているところでございます。

その中で、例えばこれまでのお話の中で、このような機能別団員を設けたら出雲市消防団、活性化するのではないかと、活動がさらに飛躍するのではないかと、そのような何か具体的な役割、機能別分団がありましたら、委員の皆さんからアドバイスをいただけたらなというふうに思っております。あと、先ほども永田先生も数々の機能別団員、ご紹介をいただきましたが、これまでのところで何かありましたらアドバイスをよろしく願いいたします。

(G委員)

今、事務局のほうから、一時、機能別団員を検討した経緯がありまして、そのお話をさせていただきたいと思いますが、当時、機能別ということを取り入れたらどうかということを検討したのは平成 29 年頃でした。ある分団が、例えば 25 名編成でその分団が成り立っておると。その分団は 2 部制で、1 部と 2 部、それぞれ 12 名と 10 名と分団長、副分団長、伝令班長、3 人入れて 25 名ということで分団が成り立っていました。その中の 1 部、12 名のうちに誰か機能別を入れようとしたときに、その機能別を含めて定数ということになっていたもので、あのときは、例えば機能別は火災に出場しなくていいですよというふうになったときに、そのほうが負担は少ないから、仮にそこへ 5 人も入ってくると、12 名のうちの 5 名が機能別となってくる。火災が発生したら 7 名しか出ない。そうすると、誰もが機能別がいいな、ということになると、では、分団はどうなるのだというところで成立しなかったのが、実は理由だったのです。

それではいかんということで、機能別に希望する人は別の部をつくらうと。機能別部になったらできるのではないかとということで相当議論した。通常に消防団員になってくれる人がいなくなるのではないかと思った。これだけ人数が少ないときに、それをつくっていくと、誰もがそこに入ってしまっ、いよいよもって火災へ出場する者がいなくなるのではないかと、苦労した結果、成立しなかったというところがあります。ですから、機能別は機能別でもよいのですが、本当にバイク専用ならバイク専用、そうした特技を持った人なら、つくったほうがいいかなと私は思っていたところでございます。以上。

(委員長)

G委員さんからご意見ありましたが、どういった組織体制、どういった指揮命令系統にするかは置くとして、そうした要するに特定の技能を有する人たちに消防団として活動、技能を生かす形で活動していただけるということであれば、方向性としては悪い話ではないわけですが、個別具体については、先ほど永田先生からも各市にハイパー消防団、その他、様々なものをご提案いただきましたけども、そういったところを踏まえて、どういったことが我が市で可能であるか、ある程度具体がないとちょっと詰めにくいかなというふうに思います。逆に言えば、我が市が松江や浜田に比べて明らかに異なっている外国人について、県内でこんなにたくさん外国人を有する市町村は多分ないと思うので、例えば外国人消防団について、これは意味も目的も活動も、公権力の行使はできないという部分は確認しましたが、ある程度、お話が分かりやすいので、この方向から話を進めていきたいと思いますが、よろしいですかね。

では、外国人消防団について、特にブラジル系の方がもう3,700人からいらっしゃいますので、災害時にこういった方々とどういったコミュニケーションを取った方がいいのかというところからスタートすると思いますけれども、仮に外国人消防団という機能別分団をつくるにつけて、こういう点が必要になるのではないかと、こういう点に留意しないとイケないのではないかとといった観点からのご意見を求めたいと思いますが、ご意見お持ちの方は挙手をお願いします。

B委員、どうぞ。

(B委員)

これが議題になるというようなことを知っていましたので、私が知っている日系ブラジル人の、中心的にこの地域をまとめておられる人にいろいろ聞いてみました。以前に、消防団に入ることはできるかという相談を受けたというのがあったのです。5年ぐらい前にあったようです。最近はまだ全然ないということは言っておられました。

それから、実際に万が一、日系ブラジル人の多い居住地域で災害が発生した場合、日本はもう混乱していますので、やはりそこでポルトガル語を通じて上手に誘導するナビができる要員というものは、どうしても必要だろうと。それがいわゆる消防団員なのか、それ以外なのかは別として、そういうふうな人材は必要だということは聞いております。私もそうだろうと思います。その集住地域で火災が発生した場合に、ポルトガル語で、迅速に誘導できるようにナビがいなければいけないと思うのですが、そういう面で、団員にするのかどうかということなのだろうと思うのですが、しかし、これ見ますと、公権力の行使も、そう問題ないような分野であれば十分にご活躍していただけるのではないかとこのように思います。ただ、今、希望者があまりいないというふうな状況は聞いております。以上です。

(A委員)

先ほど、平成29年頃ですか、検討されたということがあったようですが、そのときには、その特殊な団員さんを分団の中か、あるいは部の一員として扱うと偏在が起きるという話だったように聞きました。おそらく外国人にしても、特殊技能の仕組みですと、もっと広域な範囲で設置すれば、市全体でもいいし、あるいは方面隊単位でもよいですが、そういうところで、要するに通常の消防活動をする部とは別に、その枠で配置しておけば、特定の権限というか、機能をいただいて、活動していただけるのではないかなというふうに思いますが、いろいろ工夫の仕方はあるかと思います。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。要するにどこで必要になるかは分かりませんので、特定の場所に配置しておく、小回りが利きませんから、本部なら本部あたりに配置しておいて、全体どこへでもアクセスできるようにということですね。

(A委員)

そうです。

(委員長)

分かりました。ありがとうございます。

(D委員)

先ほどの外国人の関係になりますが、私がおりますいわゆる出雲中部方面隊というのは、中でも塩冶地区がございますので、非常に外国人も多い地区だと思います。普段から外国人の方とも、特にブラジル系の方とも接触というか、そういう生活の中であるわけですが、やはり言葉の壁というのは非常にあります。外国人の方の災害時の誘導というのは非常に大切なことなので、先ほども近い話が出ているかもしれませんが、ブラジルの方というか、外国人だけの編成のいわゆる機能別分団というのがあるのかもしれないかなと私は以前から考えておりましたが、本日の資料の中で、外国人の方々の制約もあるということですので、その辺を含めれば、それを初めから分団の中ではなく、各常設の分団ではなくて、そういう外国人のだけの分団を組織して活動に当たっていただいてもいいのではないかなとは思っております。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。A委員さんのおっしゃったこととほぼ同じ内容のことだと思います。各分団に配置するよりも、どういう形かは置くとして、どの地域からもアクセスできるように、どこにでも出かけられるように、特定の分団ではないところに外国人団員を

設けるのもよいのではないかというお話だったと思うのですが、D委員さん、それでよかったですか。

(D委員)

それでよいと思います。できれば研修を受けて、研修や訓練は一緒にして、あとは、またその外国人の方々のコミュニティーというのをつくっていらっしゃいますので、その中でまた、出雲でお暮らしの外国人の方々に指導なりしていただいたら非常にありがたいと思っております。

(委員長)

E委員さん、ちょっとお尋ねですが、災害時のマネジメントとして、外国人さんへの避難誘導といったようなことは大変大きな問題だろうと思いますけど、現在、防災部門ではどのような対応をお考えでしょうか。

(E委員)

まず、避難情報ですね、避難指示とか、そういった言葉自体がなかなか伝わりにくいということがあります。今、文化国際室を經由して、外国人の皆さんへ、なるべく簡単な内容に翻訳していただいて発信をしていただくという、SNS という、そういう共有するためのツールに登録していただいている、いわゆるコミュニティーの皆さんですね。その中でさらに拡散していただく。そういった形で情報を拡散、共有していただくということにしています。最近はコロナ禍でできないのですが、いわゆる大きい会社で派遣の関係で勤務しておられる方が多いので、その派遣会社の語学の堪能な方を介して、会社でいろいろなこういった防災に対しての研修とかをやっていただいているということの取組はしてきておりました。今、感染症の関係で少し中断をしているのですが、今はそういった派遣会社の方々を介して、いろいろな日本での生活習慣とか、いろいろなルールとかを含めて、講習会、研修会というものをやっていただく、それが平常の対応。それから、いざというときには、そういった翻訳した文書をあらかじめ用意しておいて、そういう図を使って情報発信をして、皆さんの教育をしていただく、そういった流れになっております。ただ、そういったものが団の中で、また、そういったキーパーソンになっていただけるような方がいらっしゃれば、大変心強いのではないかなというふうには思います。

(委員長)

ありがとうございました。

B委員、A委員、D委員、E委員から意見を頂戴しましたが、あるに越したことはないだろうと率直には思います。これだけ外国人の方がいらっしゃる、取りあえずは、一番大きいところはブラジル国籍ということで、ポルトガル語が一応フォーカスされるのではないかと

と思いますが、そういった方々のコミュニティー、災害時のコミュニケーションを手助けする、あるいは広報する、普段から避難などについて情報提供するといった意味合いでの活動を行う外国人団員というのは、これは考えてもよいのではないかと思います。むしろ、ボランティアベースであるよりも、報酬なり何なりがある形のほうがより望ましいのではないかと思います。そんなことはないだろうというような反対の意見の方がいらっしやいましたら、ご意見お聞かせいただけませんか。

どうぞ。

(H委員)

的外れなことを言うかもしれませんが、反対というわけではなくて、そもそも機能別団員というのが、例えばバイク隊だとか、OBの隊員さんとかというイメージでいたのですが、今お示しいただいているのが、外国人団員とか、女性部の団員とか、学生って、何か人についてた感じでしてあるじゃないですか。今、外国人さんの団員をつくるというのもよいと思いますが、通訳とかできる日本人の方もいらっしやると思うので、そういう方も入られたらよいのではないかなと単純に思うのですが、そういうふうにはならないでしょうか。そういう外国人さんを助けるというか、フォローする団員が、女性なら女性をフォローする団員とか、何かそういった観点はないのかなというふうに思いました。

(委員長)

ありがとうございます。ぜひ必要なことだろうと思います。外国人団員をつくって、外国人だけでそこに向かって消防団が行って、いきなり何ができるかといったら、多分、あいだに誰か通訳できる人がいなければ何もできないのは間違いないと思いますので、ある程度というか、どこまでいってもそういった通訳の方も一緒に活動していただくスタイルじゃないと実際動けないと思いますので、それは日本人だけ通訳のため外国人団員に入っているでも十分よいと思いますし、そういったあたり、そうあるべきだろうなというふうに思って伺いました。ありがとうございます。

事務局さんもそうですよね、これは特に外国人に当たっては、当然ながら、通訳、何人だろうと通訳してくださる方が一緒に活動しないと当然できないでしょう。

(事務局)

はい、そのとおりでございます。もちろんポルトガル語だけではなくて、いろいろな母国語しかお話しできない方などもいらっしやいますので、その辺は今後、やはり関係部局等とも話し合いながら進めていくことが大切かと考えます。

(B委員)

事務局にお聞きしますが、常備消防の職員の方の中にポルトガル語を話せる人たちおら

れますか。例えば警察、島根県警では女性の方がおられます。警察官にですね。常備消防の中にもそういう方がおられて、その人を核として、こういうふうに団のほうへ働きかけるということもいいかなと思ったりしています。そこを教えてください。

(事務局)

消防職員の中には、ポルトガル語を話せる職員はいません、今のところ。ただし、多言語コールセンターというものと契約をしております、これは 119 番通報のときの通訳もですが、現場でも、そのコールセンターの職員を通じて通訳を介しながら会話をするというところでやっております。

(B 委員)

その多言語コールセンターを介さずに、現場のほうでやるような職員を養成したほうがよいのではないかというふうに私は思っているのですが、数多くの消防職員さんの中で 1 人や 2 人おられてもよいのではないかと思うのですが、多言語コールセンターに頼るとするのは、それはどうなのですか、多言語コールセンターから実際に来られるわけですか、人が、通訳さんが。

(事務局)

今の多言語コールセンター、うちの契約しているものについては、電話を介して、3 者通話という形で通訳をしていただいている状況です。

(委員長)

ありがとうございます。消防職員で実際ポルトガル語などができれば、それは大変良いのかもしれませんが、なかなか直ちには課題が多いかなという感じはいたします。ただ、どうも議論の方向性としては、当然ながら、市の文化国際部、国際交流部門の支援や協力、そういった方面、島根県の国際関係ですか、その辺りの支援も当然受けていくことになろうと思えますけれども、そういったことを念頭に入れながら、外国人消防団というものを創設していく、そういう方向で検討すること自体は悪いことではないと思えますし、委員の皆さん方からのご意見も大方はそういう方向だと思いますので、そのことについては進めていくということはどうでしょうか。(異議なし)

ありがとうございます。

それから、そのほかの機能別分団、先ほどありましたバイク隊だったり、OB 隊だったり、水上バイク隊とかドローン隊みたいなもの、これは他の自治体での事例です。これをそのままこっちへ持ってこようということではなく、こういったものはどうだろうかという、ここで一つ一つ思いつくというものなかなか難しいお話になりますので、すみませんが、事務局のほうで、こういったものが考えられるけれども、どうだろうかといったある程度の案を何

案か提示いただいて、次回そのことについて、切り分けた形で議論がしたいのですが、対応できますか。

(事務局)

分かりました。事務局のほうで案を用意したいと思います。

(委員長)

では、お願いします。

ウ 女性団員の拡充について

最後に女性部というか、女性消防団について、これはまだ踏み込んだ話をしていないので、これからやっていきたいと思いますが、現状について説明願います。

(事務局)

それでは、続きまして、事務局から出雲市消防団の女性団員について、まずは現状から説明させていただきます。

資料の 70 ページをご覧ください。出雲市消防団女性消防団員活動業務要綱としておりますが、この要綱には女性団員の所属、階級、業務範囲などが定められております。現在、出雲市消防団には 9 名の女性団員がおられます。うち 7 名にあっては団本部、こちらの女性部に所属し、要綱のこの一番下の別表にありますように、火災予防、広報運動、各種訓練、研修、あと、応急手当の普及、指導、出初め式などの行事のスタッフなどを行っておられます。残る 2 名、こちらについてはそれぞれの分団、こちらに所属し、通常に分団員とともに消火活動をはじめ、全ての災害対応、団活動を行っております。

女性が分団の中で活躍できるようにガイドラインを作成しております。資料の 71 ページをご覧ください。災害時の活動については、体力的な活動は、本人の意思を必ず確認し、できない場合は後方支援を行うこと、また、女子労働基準規則により就業制限がありますから、有毒ガスや粉じん発生の恐れがある場所では活動しないことや、重量物を持つことの制限などが記されております。また、新たに建設する消防コミセン、こちらには現在、女性用トイレを設けております。

現在は 9 名という少数ですが、活躍できる環境を整え、数多くの女性が消防団に参入していただくことが消防団確保の意味でも非常に期待されるところであります。そこで、消防団員の勧誘方法なども含めて、どのような方法が効果的であるか、委員の皆様から意見をいただけたらと思います。

(委員長)

いかにして女性団員を拡充していくのか、どうやったら拡充できるのかということで意

見を求められました。つきましては、突然振らせていきますけど、I 委員さん、お立場からこういうことはどうだろうかといった意見をお持ちでしたらお聞かせください。

(I 委員)

私は、職務として、やはり地域の防災に女性が参画してほしいということを啓発しています。ただ、私、実は消防団女性部に入っておりますけれども、地域の防災活動に参加することはありません。したことがありません。防災訓練とか、そういったものに声がかかることもありません。何かそれはどうなのかなっていつも疑問に思っていました。やはり地域で女性が防災活動に参加するには、地区ごとというか、そういったところで消防団を募集するのがいいのではないかなと思っています。

(委員長)

I 委員さん、現在は団本部所属の女性部員ということですね。分かりました。ありがとうございます。

2 名、分団に入っておられると聞きましたが、その人たちはどういう活動をしておられるか、何かお分かりですか。要するにほかの消防団員と一緒に、例えば防災活動みたいなことに従事してらっしゃるか。

(事務局)

今、位置づけは分団員ということですので、一般の団員と同じようにポンプ点検とか警戒巡回、そういったところ、あとは訓練、コロナでなかなかできておりませんが、そういったことも含めて、一般団員と同じように活動されます。ただ、今のところ、火災に出場したとか、そういったところはまだ聞いておりません。

(委員長)

地域によっては、昼間、男性はあまりいないという地域も多分あると思うので、女性にお手伝いいただければ、これは大変助かる話なのだろうと思いますけど、J 委員さん、お立場から、女性団員の拡充についてのお考えをお聞かせください。

(J 委員)

消防団員というのは、地域性がもの凄く重要なことでして、中心部から離れたところだと、男性団員というのは 9 割以上がサラリーマン化して中央部に出ているわけです。平常時は、火災が発生しても、10 分とか 30 分以内に集まることは 1 割以下ぐらいしかいないものですから、女性が家におられるところはいいですけど、女性も今ほとんど働いておられますので、女性に災害時に瞬時に活躍できるかというのは少し疑問だなと思っておりますが、先ほど I 委員が言われたように、平常時から地域の防災活動に対して、いろいろなことに参

加していただき、色々なアドバイスをしてもらうのは非常に良いことではないかなと。男性目線ではない点で、女性のほうからそういう意見を拝聴するのもいいのではないかなと思っている次第です。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。

K委員さん、女性団員の拡充の方向ということで、お考えをもしお持ちでしたらお聞かせください。

(K委員)

私、最初に、地区の団員なのか、それとも、本部にひつつくような団員なのかというようなことで、先ほど9名で、7名が本部、2名が分団という話だったので、どちらを増やしたいのかというのがまず疑問に思っていたのですが、やはり地区のほうをというようなお話なのかなと思ってお話をさせていただきますけども、実際に女性部という形で活動をされているものがあるわけですが、実際に活動が活発なのは、やはり海端とか過疎化が進んでいるようなところのほうで女性部の活動が活発といますか、団結力があるというような状況があります。そのようなところの方々が、実際に消防の活動は制限されて、実際に消火活動とかできないにしても、ある意味、防火の関係の広報など、そういう活動を十分担っていただくような形はできるのかなと思っております。ただ、実際にどのように集めていくかということについては、それぞれの地区ごとに少し様子は違ってまいりますので、一概にこの方法が良いというのはなかなか思いつかないのですけれども、こういう活動をしているというようなことを知らない方も結構いらっしゃいますので、そういうところから始めて、徐々に増やしていくというようなことも必要なかなと思っておりました。取り留めのないことですが。

(G委員)

自分が現役のときに、女性団員をとにかく増やそうというようなことをずっとやったことがあります。現在9名だけですが、もっと以前は2桁の女性団員がおられました。それで、広報活動をやったり、救急活動をやったり、救急講習の講師をやったりしていただいておりました。ですが、最初の頃は訓練もしっかりとやっておられました。水出しの訓練をやったりして活発にやっておられましたが、だんだん女性部は減ってきて、今は9名になっている。

そこで、僕がお尋ねしたいのは、やはり女性は若い幼児を抱え、保育園、小学校の低学年あたりだったら、学校の行事とかあって、日曜日なんかのときの訓練には出にくいというようなこともあった中で、やめられて、次の補充ができなかったのかなというようなことも感じておりますが、そこで、H委員さんとI委員さんに女性部がどうしたら増えるかというこ

とをお尋ねしてみたいなど。男性が入らないところで、女性に入ってくれないかと思っていたところでございます。地域的に、男性の消防に入るような人も少ないところでは女性のほうも少ないし、なかなか難しいかなと。それぞれにいい意見があったら、お聞かせ願いたいと思います。以上です。

(I 委員)

ご指名なので。私は女性部に所属していますが、女性部の年齢層は50代が一番多いです。やはり子育てから少し手が離れて、活動ができるようになったからということで加入しておられます。私もそうでした。ずっと入ろうかなと思っていましたが、やはり子育てをしている中で、高校生だったら土日の部活の送り迎えとかもありますので、ずっとできなくて、子供が大学に行ったのを機に入ったのですが、そういった方が結構多いのではないかなと。だから、若い方を求めるのは難しいかと思っておりますので、子育てが一段落した人に向けてお声をかけるというのはどうでしょうか。

(H 委員)

そうですね、今おっしゃったとおりだと思います。やはり子育てが一段落しないと、何事もなかなか活動に参加できにくいというのはあると思います。もしくは、結婚までの本当に若い、そうすると、もうそこまで終わってしまうので、さっき言われた人というのは実際あるかなとは思っています。ですから、そういった一仕事終えた人たちに入ってもらえるようなアプローチを考えるのが現実的かなとは思っています。

(G 委員)

ありがとうございました。

(委員長)

私からK委員さんにお尋ねですが、女性の団体がいろいろ海岸部で活動を活発になさっていらっしゃる場所もおありだというふうにご発言でしたが、そういった方々に例えばご協力を求めるなり、お声がけさせていただくというようなことは可能なんでしょうか。

(K 委員)

一概に女性部といっても、活動がいろいろあって、常にこの活動をしておられるということがない、いろんな活動しておられるのですが、おそらくそういう広報とか、そういう防災の関係とか、そういう形の協力を依頼するということは可能かなと思っております。また、火災とか防災、災害などが起きたときの後方支援で、炊き出しとか、そういう感じのことについては、おそらくどちらかという得意分野でいらっしゃるの、協力のほうは理解を求めることはできるのかなと思っております。

(委員長)

分かりました。ありがとうございます。

そうすると、どちらかという特定の女性団体へというよりも、地域コミュニティーに向かってしっかり語りかけるという形になりますね。要するに地域によって事情が違いうからという意味ですが。そういう点では、地域コミュニティーにしっかり語りかけて、また、そうした女性の活動が活発になっていくことは、当然防災部門においても利益とするところでしょうから、しっかり防災部局と連携した上で、地域コミュニティーに向かって語っていくというふうなことは当然やっていかなければならないだろうと思いますけれども、F委員さん、どうお考えですか。

(F委員)

今、この要綱を見ますと、令和2年4月施行ということは、最近できた要綱ということですか。いや、それで、全然こういう認識が私もなかったですけど、例えばうちの地区などは、人口は大きく増えるわけですけど、なかなか消防団員、男性にしても、若いといってもなかなか成り手がいないという。むしろ、自主企画事業でも一緒でございますけど、コミセンの自主企画でも一緒でございますが、どちらかというと女性を中心にしながら動いている状況です。

そういうことで、女性のほうへ働きかければ、ある程度、活発に動いてくれるわけですね。今見ますと、令和2年4月、ついこの前、要綱ができたから、私らもあんまり認識なかったのだろうと思いますが、こういう要綱ができたということが了解できれば、女性のほうへもっと働きかけていけば、活発化するのではないかなと私は思っております。コミセンへも要綱というものができておると。消防団員募集、またこの前もチラシが入ってございましたけど、ああいうところを見れば、こういう要綱も設置されておるところであるし、女性のほうの団員についても募集すべきだというふうに、私、こういう要綱ができておるということを認識不足で申し訳なかったです。よく勉強させていただきます。ありがとうございます。

(事務局)

先ほどF委員さんからありましたとおり、実際に消防団の皆様が各ご家庭に回られて、女性の消防団員の勧誘とかされるときには、やはり女性の消防団はどういうことを、どういう活動をするのですかとか、どういう決まりがありますか、ということ聞かれることもある。そのときに、やはりきちっとした要綱とかガイドライン、これが必要になるということも伺いましたもので、令和2年度に制定をさせていただきました。先ほどのご意見もありましたとおり、事務局、消防の警防課で少しPR不足だったということを改めて先ほど感じることができましたので、その辺についても今後、積極的にPR活動を図っていきたいというふうに感じたところでございます。ありがとうございます。

(委員長)

私からですけど、まさにそうなのですよ、PRが全然足りてないのですね。消防団があることを知っている人はたくさんいると思いますが、女性部があるということを知っている人は、そんなにたくさんいないですよ。それに、おそらく募集活動をするときにこの要綱を持って歩かれても、読んでくれないと思いますから、だから、その辺りを、議会に向かって出す要綱はこうなのでしょうが、PR活動はもっと違う観点で、ビジュアルでもないといけませんし、アイキャッチ効果が高いものでないと、その辺りが、今まで全然PRが足りていなかったということも含めて、そっちから拡充していく必要があるだろうというふうに思います。女性部の、女性消防団の拡充そのものはもう議論を待たない、必要なことでもあるし、ぜひとも取り組んでいかないと、若い男性が地域にいないところはたくさんあるわけですから、逆に言えば、昼間の地域の担い手みたいな位置づけも期待される、火を消すとは言わないけれども、そういった辺り、防災さんとも連携を取りながらPRに努めて、個々にコミュニティーに当たって拡充に努めていくほかはないだろうと思いますね。そういう意味でも、ボランティアベースでの自主防災組織ではなくて、消防団であるほうが良いとも思います。報酬なり、活動費なりがあったほうが良いというふうに思います。

私を取りまとめるわけにはいきませんので、すみません、永田先生、ちょっと女性消防団の拡充の方向について、永田先生のご意見をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(助言者)

私、実は大学で、学生消防団ではないですけども、学生消防隊を組織しております、操法訓練とか何か、定期的にやらせております。この学生消防隊ですけど、今50名くらいいるんですけども、うち半数は女子学生ですね。結構女子学生、面白がって入るのですね。あと、彼女らには男性と全く同じ訓練をさせておりますけども、十分、体格が小さい女子学生でも訓練さえ積みれば筒先とか持って放水活動なんかもしておりますし、男性とそんなに変わらない消火活動も可能なのではないかなというふうに思っております。女性をどういうふうにして拡充していくのかという話ですけど、一つは、先ほどの学生消防団の話と絡んでくるんですけども、いわゆる女子学生ですね、女子学生の方々を勧誘するというのとは一つあるのかなという気がしています。そこで、若い女性の方の層の方々を入れるということは、一つ可能かなと思っているのと、あと、私も学生の勧誘をやる中で、一つ、これ、経験則的に、一般化できるのかどうかはよく分かりませんが、感じているのは、やはり女性のネットワークをうまく使うことが重要なのかと思っております。例えば女子学生なんかでも影響力のあるというか、友達の多い子を誘うと、その子がいっぱい友達連れて入ってくれたりするのですね。女性のネットワークって、いろんな形で地域の中にもあると思うのですね。例えば学校の父兄会の中のお母様方のネットワークとか、様々な女性ネットワークがあると思うのですが、そういうネットワークをうまく使って勧誘活動を行われる、また、私の知っている神戸市のほうの消防団ですけども、すごく女性消防団の方々が多くて、どうして多

いのかという話を伺ったら、非常に熱心な女性の団員の方がいらっしゃって、その方がいろんな女性のネットワークを使って勧誘して、連れてきたのだという話をしておりました。でするので、そういう女性のネットワークを使われると、入られる方なんかも増えてくると思いますし、女子学生なんかを少しターゲットに当てて、その勧誘なんかは、学生消防団という話と併せてされるというのもいいのかなというふうに思います。そんな感じですね。

(委員長)

女性については、放水もさせるということですが、何となく出雲市の女性消防団員活躍のためのガイドライン見ると、あんまり体力面については期待してない感じの書きぶりなのですが、実際問題として、例えば筒先なりなんなり、運用は可能なのですか。

(助言者)

私は、個人的には全然できているのですが、逆に女性だから体力的にできないという先入観が何か一般的にあるのがどうなのかなという気がしていて、やらせたら意外とできるということはないのでしょうかね。私は、もう何年も女子学生たちに男性と同じ操法訓練をさせて、放水活動をさせていますけども、訓練さえ積みれば十分女性でも可能だと思っています。ただし、残念ながら、僕も 2020 年かな、数年前に女性消防団のアンケート調査をやったのですが、体力的な活動をされている消防団というのはまだ少ないですね。だんだん最近では男性と同じような訓練をされているというような事例というのもぼつぼつと出てきていますが、まだ少ないのが現状ではないかなという気がしています。

ただし、これ、歴史的に見ると、女性消防団の話、消防団みたいな活動に女性を入れた歴史って実は意外と古くて、戦前からあるのですよ。最初の事例というのが明治の後半ですね。明治の 40 年代に山形の酒田市というところの事例がありまして、そこで女性の消防隊をつくったというのが何か最初の事例だというふうに言われているのですね。その後もぼつぼつと、国としての取組というのは、ここ 20 年の話なのですが、全国的に見ると、女性だけの消防隊というのはあつたりして、なぜ女性で消防隊をつくっているかという、それなりの理由があるのです。例えば、そういう地域というのは、出稼ぎで男性が全然、ある時期にいなくなってしまうような地域、女性しかいないから、どうしても女性が消防活動を行わなければいけなかったとか、あるいは、離島地域で、漁とか何かに男性が出ていってしまうから、その空白で火災が起きたときの対応として、女性の消防隊をつくっているとかという形でやって、長年、女性が防火活動、消火活動を行われてきたという地域というのはたくさんあるのですが、なぜか知らないけど、いつの間にかそういう話というのが忘れ去られているというか、何か女性は消火活動を行えないというような前提で全て何か話が進んできてしまっているというところがあって、何かそこがおかしいなという気が僕はちょっとしています。そんな感じです。

(委員長)

ありがとうございます。活動によって怪我なんかがあってはいけないという観点はあるのですが、ただ、それは男性ももちろんそうですので、あんまり女性だからといって活動に最初から制約をかけてしまうのは、かえって活動できる範囲を狭めてしまっているのではないかという感じが私個人的にはいたします。

(助言者)

すみません、私も全く同じ意見なのです。ただし、こちらの出雲市は女性用トイレを整備されているみたいですね。アンケート調査やった結果だと、全国的に見るとまだ、女性消防団員は入団させているけども女性用トイレが整備されてないとか、専用ですね。あるいは更衣室が整備されてないというケースというのは結構ありまして、やはりそういうところの環境整備というのも併せて必要ななと思っています。

(委員長)

L委員さん、すみません、新しい消防コミュニティーセンターには女性用トイレを設けるということでしたが、今はどういう状況になっていますか。

(L委員)

女性消防団、一般の基本団員と同じような活動ですね、そういった消防団員の方、先ほどありましたように、令和2年のほうで、そこから本格的に入れようという話になりました。それから、コミュニティーセンターなど、環境面については、今年度からの建てるコミュニティー消防センターについては整備をすることになります。ですので、これまでのところのコミュニティーセンターには、残念ながら整備してないということになります。

(委員長)

今年度から建てられるのについては、更衣室も整備されますか。

(L委員)

更衣室はありません。

(委員長)

更衣室はない。一緒にやればいいのに。市の方向性として、今年度から建てるコミュニティー消防センターは女性用トイレを置くということ自体が、市の目指すところはもう明らかで、今後は団本部ではなくて分団、現場に女性用トイレを置こうということですから、市の意向は当然そういう方向ですので、トイレはつくったけど人がいないのでは仕方がないですから、使っていただく方々をやはりいろんな意味で拡充していかなければならないだ

ろうということだと思えます。

今、委員の皆さまからそれぞれ意見が出てまいりましたが、事務局、どうですか、これ、取りまとめは可能ですか、こういった議論の方向で。

(事務局)

はい。今の内容をまた、まとめたいと思えます。

(D委員)

先ほど広報活動が少し足りないという意見も出ましたけども、それとつながるかどうかわかりませんが、ここ近年、小学校の授業の一環で、消防団の取材をここ数年受けております。そのときに、小学生の3年生かな、小学生だけでなく、親さんも来てもいいですよという話をしているのですが、やはりそこでお話をさせていただくと、消防ってそんな活動をしているのですねということで、非常に親さん、お父さんもお母さんも驚かれますし、ついてきた先生も非常に驚かれます。一つの方法として、広報活動の一環で、そういう小学校とか中学校とか高校とか何かに、そういう一コマ、地域の活動を考える中に消防団を入れてもらったかどうかという、そういう働きかけをしたかどうかという思いがしております。もし参考になればと思えますので、よろしく願います。

(委員長)

ありがとうございます。すみませんが、今の段階ではご意見として拝聴するだけにして、何かにこうしますとは言いませんが、確かにそういった広報の道もあるだろうと思えます。様々な広報の、今までやってなかったような広がりを持った広報をしていかなければならぬだろうというふうに思っています。

(C委員)

この女性の消防団が組織できたのであれば、多く参加してくれたら、それは一番望ましいことだと思えます。島根県もだんだん人口減少の中にあって、特にこの島根県というのは共稼ぎをされる率が全国でもトップクラスです。それだけの女性も、もちろん男性もですが、仕事をされている、そういう状況の中にあります。先ほどのように、いろいろありますけれども、昼間にこの消防活動をするような方々というのは、なかなか望んでも、いらっしゃらないという現実があると思えます。また、通常この分団のような、あるいは部のような中に入って、男性消防団を補完するような意味の女性消防団というのは、もうそもそも望むのが難しいと思えます。したがって、やはり女性の方が半分以上いらっしゃいますので、女性の力も借りるということも重要ですので、全く視点を変えて、職域であるとか、あるいは企業の理解を得るとか、あるいは、さっき言われた、F委員の話にありましたけれども、地域の中では、女性の方々を中心としたサークルとか趣味とか、色々な活動がもちろん盛ん

です。年齢の問題もあるか分かりませんが、そういう人が集まって色々なことをされていく組織体もあるのですね。ですから、そういう特性に合ったような、そういう消防というか、防災という立場に立って、未然防止という観点に立って、例えばAEDなどの手当てをやるとか、あるいは消火訓練をするとか、あるいは何か講師、講座をすることとかという、そういう意味の機能別というのですかね、そういうような意味合いで、我々、少し視点を変えた、女性らしいというか、そういう女性の特性に合ったような消防というものが何か構築できないだろうかということ、この際、考えたほうがよろしいのではないかと思います。

それから、私、最初に言いましたこの組織構成の1、2、3の中で、いわゆる消防団というのは、市の条例に基づいて団員とか、あるいは服務とか懲戒も含め、給与とかいろいろなものがあって消防団というのがある。これが例えば正社員だとすると、2番と3番というのは、どうでしょうか、それも正社員扱いにするのか、非正規的なものにするのか。つまり、正規消防団という団員がいて、それを補完、サポートするために2と3があるとすると、例えばこの定数の見直しの63ページには、大規模災害の定数を定めるとしてありますけど、今、正規というのですか、通常の消防団員でも大変成り手不足とか、いろいろ難しい中であって、この辺の枠としたものがもう少しはっきりして、だからこれで、例えばそういった組織で消防団員を募集するとか、あるいは消防を補完する意味のこういうことでやっていくということやるのか。そうすると、例えば地区の災害対策などは完全にボランティア以外何者でもないのですけれど、では、それとの振り分けはどうするのかとか、その入り口のところの、この制度と、位置づけと、そうしたものをもう少しはっきりしていただかないと、本来のこの議論に私はやはり入っていけないのではないかなという気がします。

それで、処遇改善が進んで定数の見直しという段階に入って、出雲市全体の1,800幾らの定数というものがどうなのか、先般示されたおびたしい人口減という今の現実と直面したときに、この定数をそれとどうリンクしていくのか、そこに、今度は災害というものが発生したときの安全担保というものは、では、地域の中でどうしていくのかということがあると思うのですが、そういう投げかけが必要ではないかと思うのです。今は短絡的に、自分には関係ないやということ、消防団の成り手にならないというのですか、そういう気持ちにならない人がもう非常に多くて、自助、共助のような部分をなかなか議論したり考えたりする人すら、もうなくなってしまったような状況の中で、一方には、魅力ある消防団って一体何で、あるいは自助という中で一定その役割を果たすというのがどういうことなのか、だんだん新興住宅が多くなったり、あるいは世代がだんだん交代して若い人が自治会長とかになりますと、もう全く議論がかみ合わないという、今時代に入ってきておまして、こうした二次的な大規模災害の団員や機能別ももちろん大事なのですが、一番の太枠のところをきちんと位置づけをしないと、これからの消防団の団員構成が非常に難しくなっているという現状がございますので、あえてちょっとこの組織構成について意見をさせていただきました。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。前半の地域コミュニティーの中で、集まる女性のコミュニティーに働きかけてはというご意見でした。それはそのとおりだろうなというふうに思いますし、女性消防団員については、任務をあらかじめきちっと決めて、これに合わせるというよりも受入れ可能な地域において受入れ可能な任務をやっていただくというふうなアプローチで、できることをやっていただくことからお入りいただくというのも当然必要な切り口だろうなというふうに思っております。逆に、はなから難しいものを提示しても、なかなか受け入れてもらえないだろうという気がしておりますので、その辺り、お声のかけ方、結構幅広に構えていく必要があるだろうなというふうに思っております。

それから、2点目の定数の問題ですが、この定数の問題、1、2と3というふうに、1、2というふうな立て分けをしているわけですが、この立て分けを考えていく間で、実際様々な議論をしております、その中で、火災に出場する通常の消防団員と、大規模災害にだけ出場する団員を分ける。その分けるについて、例えば正団員と準団員ですとか、甲種ですとか乙種ですとか、様々な立て分けの議論をしたわけなのです。しかしながら、事務局と議論をしていく中で、同じ指揮命令系統で働く消防団員を少なくとも正と準ですとか、甲と乙だというふうな立て分けはあるべきではないだろうということから、大規模災害を担当する部を創設するという形を取ってはどうかという提案になったわけです。

そうした中で、定員を定めるというふうに書いておりますのは、ここの委員会で何人にしなさいということは当然書けないわけですし、これについては、当然、皆さんお含み置いていただけたと思いますが、実際の火災の出動実績から、必要十分なところを、火災をはじめ全ての災害に出場し活動する団員ということになれば、おのずから現在の団員数に比べ、その火災に対応する団員というのは減ってくるはずでございます。逆に風水害について、では減った団員だけでいいのかという議論が、当然、風水害、大規模災害にあるわけですから、その部分については、地震、風水害などの大規模災害に出場し活動する団員というものを補う形で作らなければならないだろう。まず、そこが入り口として、では、その両者の処遇の差はどうするのか、研修の差はどうするのか、訓練の差はどうするのかといったことは、この入り口を通過しないことには進んでいかないことだというふうに思っております。ですから、この部分について、今回、皆様方の大筋の了解を得て定めることができましたので、これを入り口として、当然ながら、委員会のそういった方向性を含んで、事務局及び、つまり常備消防及び消防団内部での議論を進めていただいて、具体的な定数、あるいは制度設計に漂着するものと私は理解しております。事務局、私の考えでエラーがあったら補足してください。

(事務局)

補足事項ございません。

(委員長)

C委員さん、以上のような方向性を考えてございます。ご理解いただけますでしょうか。

(C委員)

これからということですね。分かりました。

今は、例えば1部12名ですか。この中にトータルで入れるということですか、それとも別枠で、この大規模対応は考えている。それも含めて、今後ですか。

(委員長)

はい、それも含めて、今後検討ということになってまいります。

女性団員のほうの拡充策はある程度議論してまいりましたが、方向性は見つけられますか。

(事務局)

女性団員の拡充についてですが、今の議論の中で、今と同じように広報とか救急法、そういった活動を決めて、できることを決めた部、そういった形の女性団員と、あと、分団に一般の団員と同じような活動をする女性団員、こちらの2つの方向で進めていくというのには、最初のほうでは分団のほうを拡充していくという話が出ておりましたけど、両方の面で拡充していくという方向でよろしいでしょうか。

(委員長)

議論の方向性としては、分団でという議論の方向だったと思いますが、その任務、内容については、あまり幅をきちっと決めてやるよりも、要はどういう形でならご協力いただけるかによって、伸び縮みがあるほうがいいのではないかと思いますし、先ほどC委員さんも、あんまりこういうことをしなさいと最初から枠を決めるよりも、言ってみたら、その地域の女性の皆さん方がどういう形だったら協力できるのかという、可能な形にこっちが合わせるといった方向で、ある方については、ある地域については水も出させていただくかもしれないけど、ある地域については基本後方だと、あるいは救急法だといった、そういったばらばらである意味良いのではないかと私は思いますけれど。

すみません、なかなか上手にまとめられませんが、I委員さん、ちょっと応援演説か何かでお願いします。

(I委員)

女性部に入って思ったのは、消火しなくていいのだと思いました、はっきり言って。消火するものだと思って入ってみたら、広報活動だけなのだと思って、がっかりではないですけど、しないのだと思ったのが本音です。ただ、操法大会とかのお手伝いに行ったときに、

ちょっと腰が引けるというか、あの競争、あの大会を見る限り、ちょっと抵抗はありました。ただし、水出しの講習的なことであれば、参加をして、例えばいざというときにお手伝いができるのではないかなとは思っています。ですので、分団として拡充をして、例えば分団ごとに代表の方が集まって、女性部として何か意見交換するとかいう形はどうかと個人的には思っています。

(委員長)

率直にお伺いしますが、放水しなくていいと言われたらがっかりしましたか。

(I 委員)

少しは。ただし、操法大会を見た後は、そうですね。

(助言者)

すみません、いいですか。

女性の全国的操法大会というのがありますよ。

2年に一回、必ず行われているのですけども。

(I 委員)

いや、操法大会は遠慮します。大会が嫌なのです。

(助言者)

なるほど。

(委員長)

操法大会は、次回、随分話が盛り上がるだろうというふうに思っていますので。

H委員さん、すみません、最後、お願いしたいのですが、H委員さんが仮に女性消防団に入ってくださいと言われて、いきなり火消せとは言われたいですけども、ポンプの水出しぐらい、訓練に対応してくださいと言われてたら、どうですかね。

(H委員)

いや、してくださいと言われれば多分すると思うのですけど、やってみて、なるかならないかという、これならできそうだと思えば、するのではないかと思いますけど、やってみなければ分からないと思いますので、そういう機会があればとは。

(G委員)

できなくてもやらせられる。そういう仕組みが苦痛になる場合もある。

(委員長)

なるほど。ありがとうございます。男性消防団の場合、これができて当たり前というペースで訓練も全てしてまいりますので、実は現在 2 名しかいらっしゃらないということがあって、実際に女性消防団員を拡充していくという方向性自体に議論はないのですが、当然そうあるべきなのですが、どこまでのことをしてもらえるのか、どこまでのことを求められるのかというのは、おそらくみんな手探りなのですね。ですから、逆に言えば、初めて、色々なことをやってみて、できることできないこと、あるいは、地域によってはここまでできるのかという地域もありますでしょうし、状況によって、ここはここら辺までなのだということもあると思うのですね。ですから、そういう意味では、あまり業務をぎちぎちに固めてから進むよりも、ある程度幅広に構えて、できることから、やっていただけることから参画していただくような柔軟性を持った募集なり PR なりをしていくべきなのだろうというふうに考えているところです。

先ほど C 委員さん、F 委員さんからも、地域のサークル活動をしている方々についてお話を承りましたし、I 委員さんからも女性のネットワークの活用といったこともありました。要するにネットワークも人ですし、地域のサークル活動をしていらっしゃる方々も、特定の年齢構成であったり家族構成であったり、そうした中で集まってきている人が相手ということになりますので、焦点をいきなり何歳ぐらいの方だったらこれぐらいできるだろうという先入観から入ってしまうと、門戸が狭くなってしまいますので、あんまりその辺りをぎちぎちに固めずに、幅広い門戸で物事を進めていくほうが、おそらくは、少なくとも戸口はくぐりやすい。まず、戸口をくぐってもらわないことには全てが始まらないと言えると思いますので、戸口の入りやすいような環境で、募集なり、あるいは女性消防団というものを考えていく必要があるだろうと思います。その辺は、柔軟な物の考え方をすべきだろうというふうに思っております。

その辺り、L 委員さん、ご意見がございましたら。

(L 委員)

女性消防団については、実を言うと、以前、他県の女性消防団員の方と同じ消防団の方のお話を聞きまして、もう全然男性と変わらないよという、女性も全然男性と変わらないというお話を聞きまして、やはり出雲でも消防団として女性に活躍してもらいたいということで、この令和 2 年につくったところです。

ガイドラインのほう、何か字面が長いのですので堅く書いてあるように見えますが、先ほど言われたように、基本的には男性と同じことをしてもらおうためのというように書いています。ただし、できない場合はこういうように、少し説明が長いのですので堅いように見えますが、実を言うと柔軟に対応してくださいというようには書いております。

ただ、PR の部分が非常に、どうしていいのかわからない、今まではこれをもって消防団員が、男性

と同じような募集の仕方をしていただいていますので、なかなかそれでは難しいところ。今後、先ほどありましたように、やはり女性のネットワークというものを活用するのが一番いいのかなというふうに聞かせてもらいまして、感じたところです。以上です。

(委員長)

最終的には、最初の門戸を幅広く構えておいて、最終的にやってみたら何か男性と変わらない、何でもできるじゃないかというところに漂着するのはいいけど、最初からそれありきだと狭めてしまう感じはありますよね。ですから、できるだけ幅広くやっていって、数年運用した結果、何だ、こんなこともできるじゃないかというところに落ち着くといいですね。どちらにしても、しっかり PR をしていくということと、女性消防団の募集だからといって、消防団だけではなくて、それこそ防災さんも一緒にコミュニティーに入っていくような動き方でないと、なかなか情報も伝わらないし、有効な PR にならないかと思います。

すみません、ざっと私のところでまとめたような格好になりましたが、女性消防団員の拡充について、何かほかにご意見をお持ちの方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。よろしいですかね。

それでは、大分時間も押してきました。すみません、事務局さん、機能別のほうの具体的な部分をお示してください。また、今日のところの女性消防団員の拡充策について、少し漠然とした方向性になるかもしれないですが、これ、議論をまとめてもらえますか。

(事務局)

承知しました。

(4) 次回の検討内容について

(委員長)

それでは、今日の議題、議事内容は、終了した格好になりましたので、次回の検討内容について、あらかじめお知らせしておきます。

今回は、いよいよ消防団員確保等に関することということで、団員の負担軽減、操法大会や訓練のあり方、魅力的な団活動、雇用者・地域の理解と協力、戦略的広報活動などの部分に、おそらく皆さんが最初に、一番関心がおありの部分の議論だと思いますが、これが一番奥のほうの議論になってまいりましたが、こういった事柄について議論したく思います。ついては、操法や訓練や団活動、それから消防団員を雇用していただいている雇用者の立場に立って、どんなことが必要なのかといったあたりをどうぞお考えいただき、ご参加いただきますようお願いいたします。

(5) その他

(委員長)

続いて、次回の開催日、決定したいですが。次回、事務局としては、大分間が空いて、10月の3日から7日の間にやろうということです。9月は議会があるということで、10月の3日から7日ということになりますと、この日は予定があると日程がもうお決まりの方はいらっしゃるでしょうか。

～各委員の調整の結果～

では、10月の3日午後2時からこの場でということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。(全員了承)

ありがとうございます。では、よろしく申し上げます。

(6) 閉会

それでは、本日の予定はこれで終了させていただきます。皆さん、どうも長時間にわたってご協力いただきありがとうございました。